

## 県営道路改良事業等の早期着手を求める意見書

当市は、平成 17 年 3 月 3 日、県南 1 市 5 町 3 村の対等合併により九州一の広大な面積を有する市として誕生しました。以来、大分県の御支援も受けながら、各地域に培われた文化や伝統を生かし、豊かな地域資源を活用しつつ、地域住民の生活の安定、福祉の向上、地域活性化を目指し、様々な施策を実施しております。今後も市議会として地域の発展に向け最大限の努力を傾注していく所存ですが、広大な市域を有するがゆえに他自治体にはない課題を抱えており、その最大の課題の一つが、市域内の各地域を結ぶ基幹道路の整備が計画どおりに進んでいないことです。広い地域において人や物が迅速かつ円滑に往来できることは、地域の安定的発展に不可欠であることは言うまでもありません。道路整備については、平成 15 年 8 月 31 日の合併協定書において現行どおり新市に引き継ぐとされ、「新市建設計画」に基づき計画的に実施することが定められました。「新市建設計画」では、主要な国道・県道・市道・都市計画道路の整備を促進し、地域間を結ぶ循環型道路網の形成を図ることとなっており、これを受けて策定された「主要事業の実施計画」では重要な道路についての整備が挙げられ、これまで国道 217 号(佐伯弥生バイパス)や佐伯蒲江線等(青山)は事業完了し、国道 388 号や色宮港木立線等で事業推進されているところであり、市議会としても期成会とも連携し、要望しております。

当市の地域振興において、大分県が担う基幹道路整備は極めて重要な役割を占めています。大分県に置かれましては多くの事業を実施していただいておりますが、合併支援道路に位置付けられながら合併後 20 年を経過する中、現在も事業が続いている箇所及び未着手の箇所があります。地域の将来展望を描く上でも早期の整備が強く求められ、災害発生時における救助・救急搬送・物資輸送のルート確保等、地域住民の生命と暮らしを守るためにも、喫緊かつ最優先で取り組むべき課題であり、地元期成会とも連携して県に強く要請いたします。

### 記

- 1 「新市建設計画」を受けて策定された「主要事業の実施計画」に挙げられる、国道 388 号(畑野浦～楠本)改築事業、三重弥生線道路改良事業、梶寄浦佐伯線(女島)道路改良事業(通称:番匠川河口橋)等の県営基幹道路整備について、地域間の連携・交流に加え、防災・減災の観点からも、部分的に進捗している区間については早期の完成に向け事業を促進し、未着手の箇所については早期の事業化に向けて、新たなルートを含め検討するなど取組を図られたいこと。
- 2 事業の実施判断に当たっては、国土交通省の費用・便益分析マニュアルに基づき評価する場合、従来の「走行時間短縮」「走行経費減少」「交通事故減少」の 3 項目に限定せず、同マニュアルが認める「災害時の代替路確保」をはじめ、当市の地理的特性を踏まえた効果を幅広く積極的に評価されたいこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 17 日

大分県佐伯市議会